

令和6年度「第1回いじめ対策総点検」の実施について（報告）

新潟県立見附高等学校

- 1 実施日 令和6年10月11日（金）
- 2 訪問者 県教育庁生徒指導課
いじめ対策室 副参事1名、支援・相談班 指導主事1名
- 3 日程 10:00～10:50 (1) 現状の聴き取り、協議
10:50～12:00 (2) グループワーク（シミュレーション）
- 4 参加者 (1) 校長、教頭、いじめ対策推進教員（兼生徒指導主事）
見附市教育委員会 指導主事1名、聖籠町立小学校 教諭1名
(2) 上記(1)で参加した職員に加え、1～3学年3名、PTA会長

5 指導内容

(1) 現状の聴き取り、協議・・・「自校体制チェックシート」による現状の確認

- ・学校いじめ防止基本方針（令和6年9月25日更新）は、生徒指導提要の「いじめ対応の重層的支援構造」の4層に基づく記載に更新されていることを確認した。学校ホームページに掲載のほか、保護者に配付するなど、周知に努めること。
- ・いじめ対策推進教員は、校内で情報集約、事案対処、未然防止の取組などの中心的役割を担っている。会議録の作成や研修会の立案は、他の職員が輪番で行っている学校もある。いじめ対策推進教員の負担軽減を図るよう検討してほしい。
- ・いじめ対策組織の会議録や報告書の保存がよい。対応メモ等の様式は、「新潟県いじめ対応総合マニュアル県立学校編（三訂版）」を参考に各学校で工夫し変更してもよい。スクールカウンセラー(SC)への回覧、押印欄は継続して確実に行ってほしい。
- ・生徒指導に関する校内研修に欠席した職員に、研修を録画したものを見せるなどし、参加率100%を目指すよう取り組んでほしい。2月の研修会も確実に実施すること。

(2) グループワーク・・・いじめ発生時のシミュレーション

- ・担任から推進教員への報告後、管理職には関係職員で報告しに行き、同時に対応を協議する体制のほうが、迅速、かつ多方面からの気づきを得ることができる。
- ・「いじめ類似行為」として、証拠の画像を根拠に対応を進めていくが、被害生徒やその保護者の心情を考え、誹謗中傷の背景はなにか、情報を収集して対応していくことが求められる。
- ・今回の事案は、校内研修でも使って、他の職員にも対応のポイントを伝え、組織のあり方や対応の仕方をより深めてほしい。